



固定資産税等の課税誤りがありました

昨年2月に換地処分を実施した、東海太田川駅周辺土地区画整理事業（面積：64.3ha、施行年度：平成4年度～令和10年度）地内の一部の宅地について、固定資産税及び都市計画税の課税誤りがあり、過徴収となっていたことがこのたび判明しました。今後、納付済み税額との差額などの還付等を行ってまいります。

関係者の方には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

■還付等の対象

15件〔同区画整理事業地内において、平成15年度（2003年度）～25年度（2013年度）に仮換地課税が開始された宅地のうちの一部〕

■還付金額等（総額）

（単位：円）

	対象期間	本税分	還付加算金 利息分返還金	計	根拠
還付金	令和2年度～ 6年度	11,589,000	246,700	11,835,700	地方税法
返還金	平成17年度～ 31年度	19,709,800	9,667,698	29,377,498	市返還金 取扱要綱
計	最大20年間	31,298,800	9,914,398	41,213,198	

※本税分＝納付済み税額－再計算後の税額

※最高額の方：21,014,447円（本税分＋加算金・利息分。以下同じ。）

2番目の方：6,190,274円

最少額の方：118,529円

■判明した経緯等

同区画整理事業の換地処分に係る法務局からの登記変更通知（約4千筆分。5月下旬に受領）に基づき、本市システムへの入力を行った後、9月～12月に事業地内の全宅地について、土地の利用状況などの現地調査を含め課税状況の再確認をしたところ、一部において固定資産税や都市計画税が軽減される「住宅用地特例」の適用漏れ等により税額が適正に算出されておらず、過徴収となっていたものです。

原因としては、当時、家屋担当者と土地担当者の連携が十分でないケースがあったこと等が考えられるものです。

<補足>

平成31年度（2019年度）及び令和4年度（2022年度）には、市内全域について家屋データと土地データの突合を行い、住宅用地特例の適用漏れがないか調査しましたが、その際、同区画整理事業地内は仮換地課税の段階であり土地データが街区・仮地番になっていることを見落としていたため、発見できなかったものです。

■対応

1月中旬～下旬に対象者のお宅へ伺う等して、お詫び及び説明を行いました。今後、請求書兼振込依頼書を提出いただいた方から順次、指定された口座に振込をします。

■再発防止策

現在は建築された家屋の調査を実施後に、連絡メモ等により土地担当者との情報共有を密に行っていますが、今後も徹底し、課税誤りがないよう努めてまいります。

また、さらに重層的なチェック体制を構築するため、新たな取組みも検討してまいります。

■その他

本件に伴い、国民健康保険税の資産割（平成19年度まで存在）についても2件の修正となり、平成17年度分（2005年度）～19年度（2007年度）分の返還金計117,127円（本税分60,800円+利息分56,327円）を同日に振込するものです。

問合せ	総務部税務課 担当：田中（たなか）、新海（しんかい） 052-613-7554、0562-38-6162
-----	--